

## 元禄時代の船町と最上川舟運

横山昭男

### 一はじめに

日本の河川舟運は、江戸期初頭に画期的な発達をみた。最上川では慶長十年代に、中流の三難所が開削され、江戸時代を通して本河岸ともいわれる清水と大石田・船町が、町立てまたは整備されたことが知られる。この時期は山形藩主最上義光が、五七万石の領地を与えられ、これがほぼ最上川流域にあつたことから、領内統一のため、また内陸から日本海の港酒田にできる交通路として、いち早く開発にのりだしたのは当然であった。

その後、最上川舟運の成立と発展については、いくつかの段階が考えられ、これらについてはこれまで多くの研究がある。まず江戸初期については、最上川舟運機構の成立、西廻海運の整備との関連で、ここでは、酒田船・大石田船の片運送慣行や城米・私領米・商人荷物の輸送秩序の確立などが中心問題となっている。<sup>(1)</sup> その中で、急速な発展をみたのは酒田船とともに内陸

では大石田河岸の大石田船で、元禄期にはそれぞれ約三〇〇艘に達していたことが知られる。大石田船の増加の背景には、河岸および河岸商人の発達があつたことは当然であるが、史料的制約もあって、その実態は明らかでないところが多い。隣接する羽州街道の宿駅尾花沢の聚商鈴木家文書から、大石田河岸商人や船持の活動を断片的に知る程度にとどまる。<sup>(2)</sup>

大石田の元禄期の史料がほとんど存在しないのは、いわゆる元禄商人の断絶によるとみられる。その画期は享保八年、それまで最上川における中・上流の川船差配を独占的に行つてきた大石田河岸を廃止し、上郷に新河岸（寺津・本楯）を設けるとともに、上郷川船差配役制を実施したことによるのである。

ここでとりあげる船町は、すでにのべた三河岸の一つであるが、最上川の支流須川を約六キロほどのぼったところにある。山形藩にとっては、最上氏改易以後も重要な外港であった。近世初頭には「中野船町」と記録にててくるものもあるが、寛永

十三年の山形藩保科氏の「領地目録」によれば、一九九五石余とあり、これはその後も村高として固定した。船町村は山形を起点とする六十里越街道沿いにあるが、村としては大村に属する。江戸後期には阿部三問屋が栄えたことが知られている。

船町河岸については、これまで天保・幕末期の調査・研究は比較的多いが、江戸前期についての研究はほとんど知られていない。小論は山辺町要害の豪農・佐藤理兵衛家文書<sup>(3)</sup>の中に残存する元禄期前後の船町問屋関係史料を中心に、船町河岸問屋の構造を明らかにしようとするものである。史料は数量的にも制約があるが、元禄期の最上川舟運機構の特質、河岸問屋の機能と性格の解明にも資することができれば幸いである。

## 二 元禄時代の須川舟運

### (1) 船町問屋仲間と川船輸送

寛文末年の西廻航路による、幕府領の城米輸送の整備は、單に幕府領・大名領の廻米に限らず、日本海運による上方と東北各地との諸商品の交易を盛んにした。それは船町河岸の問屋仲間にによる貞享五年（一六八八）の諸商品の蔵敷貨や運賃定めによっても知ることができる。江戸期を通じ、問屋数からみてもこれだけの活気をみせた時期はないと思われるが、この「問屋仲間連判」<sup>(4)</sup>の主な部分を先ず原文のまま掲載しておきたい。

相定申問屋仲間連判之事

一、作り塩百表之藏敷、同式表宛之勘定引取可申定元禄式年巳正月廿日

但 船之中物塩藏敷壹表ニ付廿文ツヽ、同浜なミ表大小共壹表ニ付六文ツヽ

且又塩斗リ立壳渡し申義ハ仲之者斗リ様一手ニ急度相定置手ぬき致申問敷候事

（中略・九項）

一、当初へ在々ガ持參致銚申候津出し米藏敷、納米百表ニ付納升式斗ツヽ当座ニ在々ガ取可申候

一、商人蔵入米ハ、百表ニ付同米壹表ツツ取可申候

一、同大豆小豆藏敷、百表ニ付錢五百文ツツ取可申候

一、紅花・青苧・蠟・たはこ其外諸荷物、此方ガ大石田迄船積下シ申候、庭錢壹駄ニ付十五文ツツ舟頭方ガ取可申候

一、茶荷物・打綿・筵其外高運賃掛り申候分ハ、壹駄ニ付庭錢式拾文ツツ取可申候、但酒田迄積シ通致候ハハ、壹駄ニ付三拾文ツツ取可申候

一、商人米・大豆・小豆其外表物之類此方ガ大石田迄船積下シ申候、庭錢壹俵ニ付式文ツツ船頭方ガ取可申候

一、呴之類壹駄ニ付庭錢拾五文ツツ船頭方ガ取可申候

一、通り荷物壹駄ニ付庭錢三文ツツ蔵入ハ壹駄ニ付拾文ツツ

商人方ガ取可申候

## 元禄時代の船町と最上川舟運

右之通惣問屋寄合相定申所実正也、前書定之通少茂相違不申、  
藏敷庭錢急度引取可申候、為後日寄合連判如此候、若相違之  
義致手拔杯仕候ハハ、其者より問屋仲間へ為過料と金子老両急  
度出し可申候、為其判形仍如件

貞享五戌辰正月十一日

草刈孫四良印

阿部三十良印

原田惣兵衛印  
阿部孫市良印  
丹野庄次良印

これは、この時期の船町を中継地として、どのような移出移入の物資が流通していたかの全貌を知る上で重要な史料である。前半には、移入品である最上川上り荷物として、作り塙、いさば類、瀬戸物・茶・古手・小間物類、小羽・檜番・太子板・檜角木・敷居・竹類など品目ごとに記載し、後半には移出品としての最上川下り荷物について、藏敷錢・庭錢の規定を明らかにしている。下り荷物の品目は、津出し米（年貢米）、商人米・大豆・小豆・紅花・青苧・蠟・たばこ・茶・打綿・筵・呑の類、通り荷物などで、庭錢の区別は七つであるが、一二の品名をあげている。また下り荷の庭錢は、紅花・青苧、商人米の類など、定期的で大部の荷物は船頭より取るとある。この場合は「此方より大石田迄、船ニ積下シ申候」とあり、川船の区間は普通大石田までで、そこで酒田行きの船に中継ぎをした。中継ぎをせず

に酒田まで下るもの、「酒田迄積通し」とい庭錢を区別している。大石田積替えが原則であることを示した定めとして注目される。

一方茶荷物・打綿・筵などについては、「高運賃掛り」といい、庭錢が高い。それは紅花などが一駄につき一五文に対し、二〇文とあり、「酒田迄積通し」の場合は三〇文となっていて、「通り荷物」（船町の問屋を中継ぎしない荷物）の庭錢は商人より取り立てるがあるが、それは他に此して一駄につき三文と安かつた。

この定の「津出し米」は、特定の領主名はないが、周辺の藩領の場合とみられる。藏敷は、一〇〇俵につき納升二斗を「当座ニ在々取可申候」とあり、村の負担を示している。幕府領の城米川下しの場合、船積場を別に設けるのが一般的で、河岸問屋の蔵に保管しなうことになっていた。しかし藩領などの場合、一定の問屋蔵を指定することが多いので、それを定めたものと理解される。

最上川中流部における三河岸の一つで、城下町山形の外港など舟運の拠点としての船町は、時代の経済的変化を直接反映するところがあった。貞享年間の問屋仲間五人のうち、阿部家は船町のなりたちとともに古いが、他問屋の系譜は明らかでない。そしてこれらの問屋商人は元禄期以降、とくに享保年間になると、草刈家・原田家は衰退した。江戸後期の文化・文政年間以

後は、船町三問屋といわれる阿部三家（孫市・三右衛門・孫七）が、荷問屋を独占したことが知られている。

## (2) 山辺・船町の川船一件

船町は、最上川支流の須川に面しながら、城下町山形の外港として、最上川内陸部の三大河岸の一つとして発達した。山形藩は最上氏の改易以後、石高は五〇万石台から二〇万石余となり、その後一五万石時代を経て寛文八年（一六六八）以後は一〇万石台に減少して、それは江戸期半ば（延享三年、一七四〇）まで続いている。しかも一〇万石台には、奥平氏・堀田氏・松平両氏と短期間に交替をくり返し、やや安定したのは元禄十三年（一七〇〇）、二回目の山形藩主として入封した堀田氏（譜代大名）の時期であった。（以後四六年間、山形在任）。

山形藩の領知は縮小しても江戸期半ばまでの船町は山形藩に属したが、須川流域の村々の支配は大きく変わったので、須川舟運の拠点としての船町の立場も複雑になっている。そのような中で船町は、河岸の特権を得ながら発達し、寛文十二年（一六七二）の幕府領城米の川下げ機構の整備以後は、新たな条件を確立して发展したともみられる。最上川舟運の基本となる城米・私領米そして商人荷物の輸送秩序は、須川舟運と船町にも及び、そのもとで、船町河岸問屋は栄えた。

しかし元禄七年（一六九四）ごろから種々の問題が発生している。元禄十年十二月、幕府の裁定となつた須川舟運の荷揚げ

場をめぐる山辺村と船町村の争いはその一つである。「御裁許御下書扣」によって、まず両村のいい分をみると、山辺村では酒田・大石田から最上川舟運で荷物を積み登す場合、以前は「須川通り山ノ辺村地内江積送候所、廿七年已来致中絶、荷船登せ不申候」といっている。この二七年以前とは寛文十二年で、幕府の廻米体制の整備の年にあたる。ところが三年前（元禄七年）、山辺村の「吉兵衛荷船」が大石田村より積み登り、山辺村地内で荷揚げしたところ、船町村の者が「先規より川上江荷船為積登候義無之」と主張し、「掠船押置」という行為をしたというのである。

これに対する船町村のいい分は、以前から最上川船で酒田・大石田から「商荷物」を積み登す場合、酒田船は大石田で積み替え、大石田船が船町まで運ぶのが慣行であること、その先は「船町村之馬ニ而駄賃取之附送」としていたこと、したがってこれに違反した山辺村の吉兵衛荷船を抑えるのは当然であるというものであった。

この問題の裁定にあたつた幕府は、両者のいい分は証拠が不充分であるとして、検使と手代二人を派遣したうえで、その結果は、山辺村は「公儀御城米積下來候、惣而運漕等之義可為自由」とし、船町よりも川上へ、荷船を登してはならないという理由はないという裁決が下された。このことは、須川流域の村々が、山形藩の一円支配でなくなることによつて、船町の独占的

な河岸の特権が崩れつつあることを示す大きな事例としてみると  
ことができる（付図参照）。

### (3) 船町御用船の造立

元禄期の船町に、最上川および須川を運送する川船がどれだけあつたのであろうか。大石田河岸には、河岸問屋などが所有する川船が、元禄十六年（一七〇三）に、大小「九」艘もあり、それはほぼ酒田船に匹敵する数で、その大部分は中船（二五〇俵積）以上の艦船であった。これらを大石田船とよんだが、これだけの川船が大石田に集中していたことは、江戸中期以降もなかつことが分かっている。また川船の所有はのちに他の河岸などに分散するが（後述）、それらをすべて合わせても、元禄期の大石田船の数より、かなり少なくなることも知られている。

元禄期は、幕府領・大名領の廻米をはじめ、商人荷物の増大によって、移出入物資の舟運輸送が最高に達していたのである。その時代がまた最上川では、酒田船と大石田船の独占の状況下にあつたことが注目される。

そこで元禄期の船町に、荷問屋の発展はあつたが、彼等の川

船所持についての記録はみえない。ただしこの元禄期に、山形藩の要請によって、船町の大庄屋兼問屋が御用船を改造していったことが知られる。

もっとも史料の上で早いのは元禄元年九月で、史料の標題は「船町ニ而御米舟壹艘為合指荷共、為積登申送之事」<sup>⑧</sup>とある。

奥書によれば、酒田の藏屋敷鈴木久兵衛門と手代一木庄兵衛が、山形藩の吉村・掛川の依頼で、大石田の高桑金蔵と船町の草薙孫四郎に宛たもので、内容は、注文の「御米舟」一艘を届けるに際し、いろいろの「指荷」として積込んだ品物と数を記している。品物は、檜木寸角・敷居木・煎茶・蓮包・から竹など雑多なものも入っているが、酒田の船頭・水主六人で送り届けるというものであった。

ほぼ同内容の送り状が、元禄四年八月にも出され、この奥書には「右之諸色此度爰元ニ合させ申候、新艘船貳艘ニ積為登申候、其元ニテ被致吟味、船町へ直々為登可被申候云々」とある。この送り状は大石田の高桑金蔵ら三人と船町孫四郎に八月十二日付でだされているが、同月二十三日付で、大石田の高桑ら三人は、酒田からの積荷物は大石田で荷揚げするのはよくないことだが、酒田より大石田までと違い、船町までは難所も多く、破損ができても迷惑だと考えて、大石田に荷揚げした事情を孫四郎宛に追記して送っている。当時の大石田積替えの事情の一端を知ることができる。

船町河岸では、元禄四年にも御用船一艘を酒田で造立し、その「御入用目録」によれば、その経費は合計二二両三分であった。その内容をみると、船板材木代が最も高く約九両一分余、次は錨釘・金具代四両余、大工・木引の作料二両三分、酒田より船町までの船頭・水主（八人）の雇賃三両などとなっている。

この頃、最上川の川船の造立は酒田で行われていたこと、またこれまで明らかでなかつたその経費が、材料費・大工等の造料・運送費などまで具体的に知られる点は興味深い。またこの船の造立の手続きを「目録」でみると、差出人は酒田の鎧屋惣左兵衛門ほか三人（蔵屋敷）から中村清兵衛（藩役人・代官か）と船町村大庄屋孫四郎宛になつてゐる。この船の造立が酒田蔵屋敷を通して行われたことも注目されるが、「津出米御用船」とい、廻米を積んで最上川本流を大石田・酒田まで下る舡船であつたとみられる。

この御用船の造立事情については、元禄四年六月二日付の大庄屋孫四郎の願書<sup>10</sup>がある。これによれば、孫四郎はこの頃、經營が行き詰まりに合つてゐる理由をあげながら、須川舟運の改善策を建議してゐる。それは孫四郎の屋敷の一部を藩廻米の「津出場」（船積場）に提供してゐるが、船町より「川上」の村々が廻米を運ぶために、船町までは御用船を利用できれば、村々にとつても便利になるという考え方である。これまで須川上流の村々は、年貢米を船町へ運ぶため、春から夏にかけ、何回も馬で運んでゐる。また毎年、三、四月に大石田より小船二、三艘のばらせ運賃を払つてゐるが、御用船を使えば、大石田船を雇う必要がなくなるというものである。御用船造立の経費については、孫四郎が廻米の船積場の地代として、藩から毎年うけとる三両と、津出しの際の働き賃（御会所）一両を合わせた四両

を、以後四年分（元禄七年まで）の合計一六両を前借りしてこれにあてたいとしている。さらに、須川水がれの際の荷物輸送については次のようにのべてゐる。

須川水干之節、御家中様方御荷物落合口迄大石田船積登り、舟町村江江大船通兼申候時分ハ、御定之駄賃被下、当村馬ニ而陸付ニ仕申候ても右御荷物山形江江茂付届、落合ノも舟町村ヘ付運申候得は、馬不足仕年々迷惑申候、右之中船所持仕申候得は、御荷物船ニ而茂御定之駄賃申御請、積為登可申候、其上水干之節ハ、落合船場ニ而御米舟積被仰付候間、在々之もの船雇次第、舟町村上り里落合船場迄、御米積下シ可申候、左様御座候得は、在中之者共勝手も罷成申候

これは、須川が水がれの際の荷物運搬の状況も知られて面白い。山形藩の家臣が荷物を川船で積み登す場合、須川が水がれとなれば、大石田船は船町までは登れない。そこで船町の馬を使い、落合から船町へ、船町から山形へと運ぶことになり、馬不足となる。「中船」（御用船）ができれば、家中荷物も「御定駄賃」で運ぶことができ、御米の積下しも、須川を落合まで運ぶことができるようになるとして、須川専用の「中船」二艘の造立を願書したのである。

これらの願書によれば、当時、須川には専用の小船がなく、水がれの際は、大石田より小船を雇うか、陸送することになつてゐたとみられる。しかし元禄元年に、山形藩の御用船が造ら

れているので、同四年の造立はその拡充策であったとみることができる。

### 三 船町孫四郎一件

#### (1) 御用船造立と借金

大庄屋孫四郎は、その後、元禄十一年（一六九八）十月、同十四年十月にも堀田氏領の御用船造立を行っている。元禄十一年七月の代官所への造立願書は、先に造立（元禄四年）した船が古くなつたので新船に造り直したいというのであるが、その代金借用については次のようにのべている。すなわち米六〇俵を五年賦無利息で拝借し、その返済は、元禄四年の場合と同様に、船揚げ場の地子代等をあてるというものであつた（表1）。この願書が許されて、新船二艘の入用目録が、酒田藏元（加賀屋与助・越前屋七兵エ・鎧屋惣左衛門）から孫四郎宛にとどいたのは十月二十三日であつた。総経費は合計三九両三分余となつてゐる。

また元禄十三年九月にも、「御用古船為合直目録」があり、一艘造立代と酒田から船町までの運送経費の合計は一四両二分余であった。造立代で経費の大きいのは桂板一枚（三両一分）、鎧釘かね（五両一分）、大工・木挽造料（三五人、一両三分）などで、船頭・水主の雇賃が三両一分余であった。同十一年の二艘造立の場合には、船板材木代（二艘）として一六両とあり、

表1 御用船2艘建造入用金

種 目	代 金	備 考
1. 船板材木代	16両	
2. 材木運び賃、浜より	600文	
3. 大工、木引作料扶持	5両 10 542	81人、1人240文
4. 鎧釘かな具代	6 500	
5. 帆柱2本代	800	
6. 諸道具代	1. 20 600	
7. 舟あわせ場諸入用	30	
8. 酒田より大石田水主12人	3. 20 600	1人につき1歩200文
9. 船頭・水主浪米5表	1. 10	酒田より大石田まで
10. 薪、みそ代	20	酒田より大石田まで
合 計	35両 30 60	

注 佐藤理兵衛家文書（注11）

同じ須川通い船（中船）の造立代にも、材料代などによって大きな差があったことが知られる。

舟町村大庄屋  
草薙孫四郎殿

船町の大庄屋孫四郎は、山形藩堀田氏の御用船または「須川送り船」の運用にあたるとともに、移入品の塩についても輸送や取引の特権を与えられていたとみられる。元禄十三年七月の「塩売上ヶ申事」によれば、酒田の板屋惣兵衛と鎧屋惣左衛門が、藩役人（吉村久右衛門・掛川伝左衛門）に宛てた塩代金の請取金合計は四五両余（塩七〇六俵分）であった。この受取証の末尾に、藩役人吉村は、これらの塩のうち、二八五俵は草薙孫四郎が「酒田にて調させ差登候」ところの「差荷塩」であるから、その代金は孫四郎が請けとるべきものであると追記している。孫四郎は藩御用の塩の調達を引きうけ、藏米川下げの酒田船が登る際にこれを積ませる（差荷）役目にも当っていたのである。この孫四郎の活動は次の史料によつても知ることができる。

一、金 五拾両也  
覺

此塩三百貳拾三俵七分 但八斗入

右は、酒田御廻米登り船御指荷ニ而御調被下候塩代金上

納請取申候 以上

元禄十四巳辛年十二月廿四日

小沢 笹右衛門 ㊞

この五〇両は、元禄十四年十二月、酒田廻米船への指荷としての塩代金で、同十五年も「毎年之通御調被下候塩代金」として三〇〇俵七分の代金五〇両の「覚」が出されている。

しかしこの頃の孫四郎の経営の全体は明らかでないが、円滑・安定の状態でなかった。それは元禄十四年十二月、大庄屋孫四郎が、中野村・長崎村の請合人二人とともに、佐藤理兵衛（要害村）に対して一〇〇両の拝借金を申しでたことからも明らかである。理由は、山形藩堀田氏の「御手船」役を命ぜられたためとし、返済は「年々御下シ米運賃米」をあてたいというものであった。<sup>②</sup>

(2) 孫四郎の引退願書

船町河岸問屋で廻米御用を勤める草薙孫四郎は、宝永六年（一七〇九）になると再三にわたり、御用の引退を申しでている。それは「船町孫四郎進退難儀ニ付願書諸色扣」（宝永六年六月）にくわしいが、これらの願書・覚は、同年五月から十一月に記されたもので、孫四郎と要害村の大庄屋佐藤理兵衛との間で交わされたものが大部分である。

孫四郎の引退の理由として、第一に同家の不幸と災難が続き、親孫四郎の死（元禄十五年）、兄小左衛門の死（宝永六年春）によって若年の自分（孫四郎）が問屋役を引き嗣いだばかりで

あること、第二に宝永二年（一七〇五）の大地震によって、土蔵その他家財が大破したこと、第三は五、六年間にわたる「不仕合相続」によって「借金数多」にのぼっていることをあげている。第四に、さらに大きな問題は、宝永五年の年貢米廻米請負に関わることで、史料によれば次の通りである。

一、船町村問屋孫四郎方江御領分村々御下米潤々段々預り、千三百俵余御座候内、四百五拾表余才覚仕、残<sub>テ</sub>八百五拾表余不足仕、近日御下し米可被仰付所、ひしと差支へ迷惑至極仕候由、右引負当孫四郎者若輩、殊<sub>ニ</sub>当春<sub>ニ</sub>支配仕不存儀、兄小左衛門代後見孫介相勤候内之儀ニ御座候

つまり問題は、廻米一、三五〇俵が行へ不明となり、このうち四五〇俵は自分で工面したが、残り八五〇俵は「引負」（負積）となり、これが後見人時代に起つたというものである。

この孫四郎の「引負」は「曲事」（不正・処罰）にあたるところであったが、廻米不足分については佐藤理兵衛の才覚で「差繰」されている。しかし才覚分の米は、現物でなく金納か米札で納入するよう役所より命ぜられたことなどをめぐって村々の問題はおさまらなかつた。また孫四郎は、差荷（塩）代金として役所より五〇両をいただいてることについて、まず「御米札」四〇両分の返済を先にしたいと佐藤家に申し入れてゐる。

この年の十一月になると、佐藤理兵衛と孫四郎との間では激しいやりとりも行われた。佐藤は、下し米一、三〇〇俵の不足米について、その「差繰」は「御城米御藏江上納之節茂差支へ申<sub>ニ</sub>付、無拠才覚致上納仕候」とのべ、この金額は二六五両余になるが、「無尽引取」と定めたという。ところがこれに違反し、これまで一〇両と錢一〇貫を返済しただけで、一二五三両は滞りの状態である。しかしこの不正をもつて孫四郎の「進退禿シ」とすることは「拙者勝手ヶ間敷」ことであるから、先ず進退問題は佐藤家が預り、御用は手代安右エ門に任かせ、「田畠立作」や召使いなどで奉仕をさせることで負債の元金を減らし、五、七年で借金が無くなつたとき、御用役を返上したいと述べている。<sup>15</sup>

一方孫四郎は、救済金として「百両無尽」を作ることについて、平塩村などに働きかけているが、まだ充分でないこと、しかしそのほか、極楽寺才覚五〇両、拝借米二〇〇俵の払代金四五両、下男身代金、脇差代金などをもつて、不足金（二二六両余）を五、七年以内に返済したいというのである。これによって「先祖之家相続」を図りたいとのべ、もし返済ができない場合は、いつでも「進退御取上」になつてもよいとのべている。<sup>16</sup>

### (3) 御用塩の請払い

船町問屋孫四郎の先の一件は、年貢米の廻米過程での粉失という重大な問題であるが、山形藩の行政の中でどのようにとりあげられたかは不明である。願書のやりとりをみると、大庄屋

佐藤理兵衛との間で短期間に解決した可能性もある。それは孫四郎が、その後も「御差荷塩」の請払いを継続している点から、廻米請負などの御用の特権は継持されたものとみられる。

孫四郎の「差荷塩」とはどのようなものであったのか、その請払いの全体像が正徳元年、同二年の「勘定帳」によって知ることができる（表2）。孫四郎と「差荷塩」についてはこれまで何回か取りあげたが、史料的な制約から部分的な指摘にとどまっていた。その点で「差荷塩」の全体が知られる正徳元年、同二年の差指塩の請払いは興味深い。

一年間の塩の「船町着」は二回に分けられ、一回分は九月まで、二回分は翌年にわたったが約半々で、正徳元年分の総量は二、七五九俵であった。同二年分は一回分だけの請払い、前年の一回分の三分二（一、〇七七俵）となっている。払方は大きく、家中塩と問屋孫四郎へ渡されるものに分けられるが、正徳元年の払方によれば、家中塩は平尾綱右エ門様、佐久間様への渡しが、年間「差荷塩」の約半分を占め、「問屋孫四郎=被下候塩」が請分の二五%（六二九俵）となっている。払方で注目されるのは、平尾・飯嶋・佐久間など家中組別に分かれる場合は、「御通付」とあり、個別に通帳に記して、まとめて代金払いを行っていたとみられる。正徳一年の場合は、「御家中直届」（一三一俵）としているものもあるので、いわゆる家中組を通さずに、直接渡されるものもあった。もう一つの払方は、

表2 船町孫四郎の塩請払い

		正徳元年分 (1711)	正徳2年分 (1712)	上野山御用
請 方	正徳元入 正徳2入 計(1)	1,594俵 1,165俵 2,759俵	1,077俵 (9月11日まで分)	261俵 100俵 361俵
払 方	御家中塩	平尾渡 608俵	直届131俵 540俵	83俵 83俵 278俵 (御用分 261 家中分 17)
	御用付人	11俵		
	道中川入	2俵		
	問屋孫四郎	692俵		
	(代金)	100両		
	飯嶋逸八	14俵		
	佐久間渡	747俵		
	小計(2)	2,074俵		
	残(1 - 2)	684俵	406俵	
残計		1,368俵		

注 佐藤理兵衛家文書（注17）

## 元禄時代の船町と最上川舟運

問屋孫四郎へ渡されるもので、この分については、「代金百両上納仕候、御手形有」とある。「差荷塩」は本来、御用塩・家中塩であるが、問屋孫四郎に渡った塩がどこに販売されたのか、一般的の市中に売られた可能性もあるが、いまのところ断定はできない。

船町孫四郎が取り扱った差荷塩のもう一つの部門は「上野山御用」で、正徳元年、同二年の合計三六一俵で、はじめから「御用塩」「家中塩」に分けられている。藩の台所分に対して家中分（約三分の一）が少ないところからみると、主食の米について必需品として重要な塩の移入ルートが、船町問屋孫四郎のルートがすべてであったかどうかは疑問であるが、大部分を占めていたと考えられる。

また正徳一年九月の「勘定帳」では、同元年分の未払い塩（六八四俵）があり、同二年分および上山分と合わせると、残塩は一、三六八俵（うち大蔵三九二俵、長蔵一四九俵）にのぼることを明らかにしている。以上のほか、孫四郎は固印（山形）四五俵、「たや仕切」三〇俵を商人塩として扱っているが、問屋孫四郎の取扱う塩は、御用・家中向けの塩が大部分であったことが知られる。

問屋孫四郎の経営は、宝永年間になると大きな危機に直面していた。それは一時的なものではなく、構造的なものともなっている。正徳元年の年末勘定帳によると、預り金（約四五両余）

に対して、同年末の支払い額は一五八両余と少ないため、二五七両余の不足金をだしている。「差繰金」で補つても不足金は約一五一両であった。御用商人としての性格の強いこの時期の問屋経営の一側面を示すものとして注目される。

### 四 問屋孫四郎の経営

元禄・正徳期の問屋孫四郎について、御用船の差配や御用塩の取扱いを中心みてきたが、この時期の問屋経営全体について明らかにする史料は少ない。それは残存する史料が、問屋孫四郎家のものでなく、当時大庄屋として同列のものであるが、この地域の土豪的豪農として君臨した要害の佐藤家文書を通して分析するこいう制約がある。しかし、正徳元年（一七一二）の「卯之暮済金中勘定仕上帳」は、孫四郎の経営が種々の理由で行き詰まりに直面したときのものであるが、船町問屋の経営全体を知る上でも興味深い史料である。

まず表3によれば、正徳元年一年間の預り金などの借金合計とその主な項目から、孫四郎の活動内容が知られる。まず先に取り上げた山形藩・上山藩の御用塩の代金が最も多く（一一五両余）、次は拝借米代（六五両余）、上山送り米の船頭・水主雇金（ただし、前年分の記入）で、藩の廻米・御用塩に関係するものが全体の約六五%となる。次は個人的な拝借金で問屋営業にかかるものが、「旦那様」（要害、佐藤家）が最も多く、

表3 正徳元年問屋孫四郎の預り金

	正徳元年末の預金		備 考
	金	銭	
1 旦那様拝借金利	37両 20	840文	180両12ヶ月
2 酒田塩代拝借金	22. 20	521	
3 尻(正徳元)塩代金 儀左エ門 札米	50. 00		
4 十日町半十郎才覚	23. 10	340	
5 上野山尙下塩代	23. 10	535	
6 (辰上野山米送り 船頭水主雇金)	42. 10		169俵、1俵に1分
7 方々無尽金	88. 30	791	14人分、1人につき2分
8 拝借米 204俵代	10.		
9 方々預り米代	48. 20	292	(辰6月、10両につき42俵かえ)
10 極楽寺敷旧金	17. 00	449	
11 (質物置預り金 その他の他)	20.		
12 合 計 (1)	26. 10	1,176	
	415両	4メ946文	

注 史料は注⑧と同じ。合計の数字は端数くりあげのため一致しないところがある。

表4 正徳元年問屋孫四郎の支払

	正徳元年支払		備 考
	金	銭	
1 上野山役所前借金	17両 20		
2 尻登り商人塩延壳貸	37. 10	1メ005文	
3 商人荷諸色蔵敷	5. 20	350	
4 大豆調 代金	4. 00		231表分
5 方々当座 かし	9. 00		
6 尻被下塩残代金	6. 00		24俵分
7 米 代	63. 10	616	266俵8升分
8 そ の 他	15. 10		無尽村貸、地子料など
9 合 計 (2)	158. 10	1,971	
不足金(1)-(2)=(3)	257	2,975	
( 旦那様拝借金 合 計 )	188. 20		
差 繰 金 (4)	443. 30	2,975 )	
残 (3) - (4)	105. 20	743	拝借米代金など
	151両 30	2,232文	

注 史料は表3と同じ。

## 元禄時代の船町と最上川舟運

利息だけで三七両余、他に儀左衛門札米、十日町半十郎札米がある。問屋商人に一般的な無尽金、方々預り米代、質物預り金などは約五〇両となっており、預り金の年間合計は四一五両余であった。この全体額に対する各預り金の割合は、この時期の船町問屋孫四郎の経営構造の性格を示すものとみられる。

この預り金が、同年末までにどのように支払われたかを示したのが表4である。支払い項目は、米代六三両が最も多く、次は商人塩延売貸代三七両余、上野山役所借金一七両余などが主なもので、合計一五八両余とあり、この年の不足金、二五七両余とある。孫四郎の累積赤字（借金）は、旦那様からの拝借金（一八八両余）を合わせると四四三両余となるが、旦那様分は年賦返済としているので、当年度分の不足は先の数字となっているのである。

しかし当年の不足金（二五七両余）については、「差繰金」（一〇五両二分余）があったので、実際の不足残は一五一両余になっている。この「差繰金」は「上山塩代金之内差繰可仕候」が二〇両、「拝借米代金之内」が四八両二分余というものであつた。

正徳元年の孫四郎の不足金は、まさに経営の危機を物語るものであるが、「差繰金」として特殊な補助を受けて存続が図られているのである。河岸船町の問屋商人の性格を示すものとして注目されるが、元禄・宝永期の御用商人の経営の特質を示す

ものとしても注目したい。

### 五 むすび

小稿は、江戸期を通じ最上川舟運が最も発展したとされる元禄期について、船町問屋史料を中心に考察したものである。そこでとくに明らかにした二、三の点を指摘してむすびとした

い。その一つは、最上川舟運機構に関するもので、江戸期の舟運機構は、享保期に大きな画期を迎えて、上郷河岸の新設とともに酒田と上郷が直結した。それ以前は大石田河岸が、絶大な力をもって中継権を握っていたとされるが、その実際はどうであったのか、船町問屋仲間の定などを中心に確認できることである。二つには、最上川舟運の成立期から江戸期を通じて、郡内の本河岸の一つとして公認されていた船町の河岸問屋の特質のことである。元禄期に栄えた河岸問屋が、宝永・正徳期に動搖・没落の状況に直面している実態を明らかにした。

三つには、最上川の川船、「御用船」の造立と活動についてである。最上川舟運の主要な担い手は、酒田船、大石田船と呼ばれる町船（舡船）であるが、この町船以外に存在した船町に所属する「御用船」について、その建造過程についても、やや詳しくみることができた。また主として須川で用いられた「小川下り舟」の実態に迫ることもできた。これらの船積川下しの実際等は、他の史料で明らかにする必要があるが、のちに台頭

する小鵜飼船との関連を明らかにする上でも、船町と「小舟」および「御用船」の活動と性格に注目し、江戸中・後期の川船研究につなぐことも今後の課題である。

### 注

- (1)とりあえず、横山昭男著『近世河川水運史の研究』参照。
- (2)拙稿「近世在方市の展開と元禄期商人」(地方史研究一八五)
- (3)保科氏家政実記(『山形市史編集資料』7号)。なお船町村の村高は、寛永元年「定納之事」(船町公民館文書『山形市史資料』69号所収)によれば、一九九五石九五五で同じである。この村高で注目されるのは他村よりの入高で、中野村の田畠四〇〇石余で、船町村の村高は、中野村ほか村々からの入高が全体の約半分を占める構成になっていた。これは船町村の成りたちの特殊性を示しているとみられる。
- (4)佐藤理兵衛家文書、山辺町要害、佐藤真悦氏所蔵。以下断りのない史料は、すべて同家文書による。
- (5)貞享五年正月十一日「相定申問屋仲間連判之事」
- (6)青木美智男「羽州村山地方における幕領諸藩領の展開」(駿台史学一六)。
- (7)船町公民館文書「出羽国村山郡山ノ辺村<sup>寺</sup>船町村川船諍論御裁許御下書扣」元禄十年(『山形市史編集資料』第13号)。
- (8)佐藤理兵衛家文書。
- (9)元禄四年八月「積為登申荷物之事」。
- (10)元禄四年六月一日「乍恐以書付前金拝借之御願申上候御事」



付図 船町・寺津周辺略図

- (大庄屋孫四郎より、加藤弥左衛門宛)。
- (11)元禄十一年七月二十三日「船町村江津出米御用船式艘御入用目録」。
  - (12)元禄十四年十二月「手形之事」
  - (13)宝永六年六月、「船町孫四郎進退難儀ニ付願書諸色扣」
  - (14)宝永六年七月十八日「手形之事」、注(13)収録。
  - (15)宝永六年十一月、「乍憚奉願候口上之覚」、注(13)収録。
  - (16)宝永六年九月、「山形・上山御差荷并商人塙立合改相渡勘定帳」
  - (17)正徳二年九月「山形・上山御差荷并商人塙立合改相渡勘定帳」
  - (18)正徳元年「卯之暮洛金中勘定仕上帳」
- 追記、本稿をまとめにあたり、史料調査の上で、山辺町要害の佐藤真悦氏、また山辺町史編さん室に格別御世話になりました。厚く御礼申し上げます。